

# 令和 6 年度 企業等職務経験者を対象とした 青森市職員採用試験受験案内

令和 6 年 10 月 16 日  
青森市総務部人事課

令和 7 年 4 月 1 日付け採用予定の青森市職員採用試験を次のとおり行います。

## 第一次試験

日 程	令和 6 年 12 月 8 日 (日)
会 場	青森市役所本庁舎 (青森市中央一丁目 22 番 5 号)

※ 台風・地震など非常時のお知らせや日程・会場変更等、試験実施に関して緊急にお知らせする事項がある場合は、青森市ホームページにてお知らせします。

【青森市ホームページ】

[https://www.city.aomori.aomori.jp/shiseijouhou/jinji\\_kyuuyo/syokuin-saiyou/index.html](https://www.city.aomori.aomori.jp/shiseijouhou/jinji_kyuuyo/syokuin-saiyou/index.html)



## 1 試験職種、採用予定人員及び職務概要

試験職種	採用予定人員	職務概要
電 気	若干名	主に、公共施設の電気設備工事の設計、施工監理及び電気設備の維持管理等に関する業務に従事します。
機 械	若干名	主に、公共施設の機械設備工事の設計、施工監理及び機械設備の維持管理等に関する業務に従事します。
建 築	若干名	主に、建築物許認可関係、違反建築物に関する是正指導、公共施設の設計、施工監理等に関する業務に従事します。
化 学	若干名	主に、環境の保全、水質管理及び生活衛生等に関する業務に従事します。

※ 採用予定人員は現時点における予定に基づくもので、今後変更することがあります。

※ 試験職種のうち、いずれか一つを選んで申し込んでください。

※ 受験申込書提出後、試験職種の変更をすることはできません。

※ 令和 6 年度において実施した青森市職員採用試験を受験した方は、同じ試験職種を受験することはできません。

## 2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす者が受験できます。

### (1) 試験職種ごとの受験資格

受験資格（年齢・民間企業等における職務経験）			
技術職	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに出生した者で、民間企業等における職務経験（※）を平成29年4月1日から令和6年9月30日までの間に <u>5年以上</u> 有する者  ※ 右記の職務経験に限ります。	電気	①施設等の電気設備工事の設計又は施工監理 ②施設等の電気設備の制御又は維持管理
		機械	①施設等の機械設備工事の設計又は施工監理 ②施設等の機械設備の制御又は維持管理
		建築	①建築工事の設計又は施工監理 ②都市計画事業等に関する建築に係る計画業務 ③建築物の確認又は検査
		化学	①上・下水道施設の水質管理・水質検査に関する業務 ②大気汚染や水質汚濁防止等の公害対策、環境保全に関する業務 ③保健衛生に関する業務

(2) 日本国籍を有する者

(3) 地方公務員法第16条に規定する次のアからウのいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 青森市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 《職務経験について》

- ① 「民間企業等における職務経験」には、会社員（財団法人、社団法人、NPO法人等を含む。）、公務員、団体職員、アルバイト、パートタイマー及び青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアとしての経験を含みます。
- ② 「5年以上」とは、社員等としてそれぞれの企業等で、週30時間以上の勤務を1年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であることを要します。
- ③ 勤務・活動経験の確認のため、最終合格発表後に在職証明書等の提出ができる人に限ります。勤務・活動経験の証明ができない場合は、採用されません。

※ 受験資格に関する経験年数やその他の注意事項については、青森市ホームページに掲載する「企業等職務経験者を対象とした青森市職員採用試験 Q&A」を必ず確認してください。

### 3 試験の日時、会場及び合格発表

区分	日時	会場	合格発表日等
第一次試験	令和6年12月8日(日) 午前9時30分 【受付開始】午前8時45分 【終了予定】午後2時頃	青森市役所本庁舎 (青森市中央一丁目22番5号) ※変更する場合があります。その場合は、事前にご連絡します。	令和6年12月23日(月) 午前11時
第二次試験	令和7年1月19日(日) ※時間等の詳細は、第一次試験合格者にお知らせします。	青森市役所本庁舎 (青森市中央一丁目22番5号) ※変更する場合がありますので、第一次試験合格者は必ず通知を確認してください。	令和7年2月5日(水) 午前11時(予定) ※合格者決定の都合上、変更することがあります。この場合は、青森市ホームページにてお知らせします。

※ 試験当日、受付を済ませてから指定の試験室へ入室してください。

※ 合格発表は、合格者に直接通知するとともに、青森市役所本庁舎エントランス内掲示板、浪岡庁舎掲示板及び青森市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

### 4 試験種目及び内容

区分	試験種目	試験の内容
第一次試験	職務基礎力試験	公務員として必要な職務遂行能力について、択一式による筆記試験を行います。なお、問題は別表「出題分野一覧表」の中から出題します。
	適性検査	公務員としての適応性について、各職種区分に応じた検査を行います。
	作文試験	文章による表現力、思考力等の能力について評価します。
第二次試験	面接試験	プレゼンテーション及び個人面接により、職務遂行に必要な性格的条件を有しているかどうか評価します。

※ 第一次試験は筆記試験のみとなります。

#### 【別表】出題分野一覧表

試験種目	試験職	出題数	解答時間	出題分野
職務基礎力試験	全職種	60題	1時間	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題

※ 基礎的な内容が出題されますので、特別な対策は不要です。参考として例題集をホームページに掲載していますのでご覧ください。

※ 「国内外の社会情勢への関心と理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。

## 5 申込受付期間及び受験申込手続

申込受付期間	<p><b>令和6年10月16日(水)～令和6年11月15日(金)</b></p> <p>(1)インターネットによる申込みをする場合(推奨)</p> <p>    令和6年11月15日(金)午後6時までに入力完了(送信)したものまで有効</p> <p>(2)書類を郵送する場合    令和6年11月15日(金)必着</p> <p>(3)書類を持参する場合    令和6年11月15日(金)午後6時まで受付</p> <p>    ◆受付時間 午前8時30分から午後6時まで(土日祝日除く)</p> <p>※原則としてインターネットでの申込みにご協力ください。</p>		
	受験申込手続	<p><b>(1)インターネット(推奨)</b></p> <p>以下の条件を満たす場合、インターネットによる申込みができます。</p> <p>ア 連絡可能なメールアドレスを有していること。</p> <p>イ パソコン等でPDFファイルを開くことができ、かつ、A4サイズの白色用紙(感熱紙は不可)に黒字印刷できる環境があること。</p> <p>①青森市ホームページ(URL及びQRコードは1ページに記載)を経由して『青森市電子申請サービス』にアクセスした上で、必要事項をすべて入力し、送信してください。</p> <p>※ ホームページに記載の注意書き及び記入例に従って入力してください。</p> <p>※ 一定時間が経過するとタイムアウト(時間切れ)になりますので、「申込データの一時保存」を活用してください。</p> <p>※ <b>入力完了(送信)後の修正はできません</b>ので、よく確認の上、入力してください。</p> <p>②受験申込み受理後、令和6年11月19日(火)までに、「受験申込書」及び「受験票」のデータ(PDF)をメールでご本人に送信します。それぞれ印刷し、記載内容に誤りがないか確認してください。</p> <p><b>「受験申込書」及び「受験票」データの本人への送信をもって受付完了の通知とします。また、メールに受験番号を記載して送信します。</b></p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和6年11月19日(火)までに メールが届かない場合</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和6年11月20日(水)午後1時までに 「10 申込先・問合せ先」に連絡してください</div> </div> <p>○ <b>「受験申込書」には写真を貼付の上、受験番号を記入し、「受験資格宣誓欄」に自署したものを試験当日に忘れずに持参</b>してください。黒のボールペン(消せるペンは不可)で記入してください。</p> <p>○ <b>「受験票」には、「受験申込書」に貼られた写真と同じ写真を貼り、受験番号を記入</b>してください。切り取り線に沿って切り、試験当日に忘れずに持参してください。</p> <p>○ <b>「受験申込書」及び「受験票」を持参しない場合や、写真が貼られていない場合は受験できません。</b></p>	
<p><b>(2)郵送 又は (3)持参</b></p> <p>①「受験申込書」及び「受験票」について、別紙「<b>郵送又は持参による受験申込の方法</b>」及び「<b>受験申込書・受験票 記入上の諸注意</b>」をよく読み、各欄に漏れなく記入してください。</p> <p>②受験申込み受理後、「受験票(受験番号入り)」を返送します。</p> <p><b>「受験票」の返送をもって受付完了の通知とします。</b></p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和6年11月19日(火)までに 受験票(返信はがき)が届かない場合</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和6年11月20日(水)午後1時までに 「10 申込先・問合せ先」に連絡してください</div> </div> <p>○ <b>返送された「受験票」には、「受験申込書」に貼られた写真と同じ写真を貼り、試験当日に忘れずに持参</b>してください。</p> <p>○ <b>「受験票」を持参しない場合や、写真が貼られていない場合は受験できません。</b></p>			
郵送する場合		<p>郵送用封筒の表に「試験申込」と朱書きし、<b>簡易書留郵便等の確実な方法により「10 申込先・問合せ先」宛に送付</b>してください。<b>受領証は、受験票が届くまで必ず保管しておいてください。簡易書留郵便等によらない郵便での不着には対応できません。</b></p>	
持参する場合		<p>青森市総務部人事課(青森市役所本庁舎2階)に直接持参してください。</p>	

## 6 合格から採用まで

この採用試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、その中から採用者を決定します。採用は令和7年4月1日以降になります。この有効期間は、令和8年3月31日までです。

受験資格がないこと、受験申込書の記入事項等に虚偽があったこと、又は試験において不正行為をしたことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

## 7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、本人のみ口頭により開示を請求することができます。

開示を請求する場合は、受験者本人であることを客観的に証明できる書類（運転免許証、学生証等）と受験番号の提示が必要となります。

必要書類を持参の上、午前8時30分から午後6時までの間に、青森市総務部人事課へ直接お越しください。開示は口頭により行います（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。）。

開示期間は試験の合格発表日から1ヶ月間です。なお、電話での問い合わせにはお答えできません。

## 8 給与等

- 企業等職務経験者の初任給は、学歴・職歴等に応じて算定します。  
（例）大学卒業後に、企業等において8年の職務経験がある場合（採用時点30歳） 23万円程度
- 上記の給与のほか、期末・勤勉手当（6月及び12月支給）、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。
- 条例改正等により変更されることがあります。

## 9 勤務時間等

- 一般的な勤務時間 午前8時30分から午後5時まで（1日7時間45分／週38時間45分）  
休憩時間 正午から午後0時45分まで  
※ 勤務場所によって勤務時間が異なります。また、勤務場所や職種によっては交代制勤務もあります。
- 有給休暇 年次休暇：20日  
特別休暇：夏季休暇4日、結婚休暇 等

## 10 申込先・問合せ先

この試験についての申込先及び問合せ先は、次のとおりです。

〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号 青森市総務部人事課  
電話 017-734-5093（直通）